

令和3年度前期選抜入学者募集要項

福島県立安達東高等学校

〒964-0316 福島県二本松市下長折字真角13
TEL (0243) 55-2121 FAX (0243) 55-3780

1 募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	総合学科	80名 (特色選抜は、募集定員の25%程度、一般選抜は募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。)

2 出願資格

出願することのできる者は、次の(1)・(2)のいずれかに該当する者とし、特色選抜への出願資格については、(1)・(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学(以下「併設型中学校」という。)から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校(以下「併設型高等学校」という。)への入学を志願する者(以下「併設型入学予定者」という。)を除く。

(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3) 「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願方法及び併願の取扱い

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 出願は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

4 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
- ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書(本校所定のもの)
ただし、一般選抜のみに出願する者は不要とする。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)

- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書(上記(1)③に同じ)
 - ③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、前記「2 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会が作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。
郵送の場合には、2月17日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外からの出願

県外からの出願者は、前記5に示した出願書類のほか、次の書類を本校校長に提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期選抜出願先変更願を添えて在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期選抜出願先変更承認書交付願を在学(出身)中学校長を通して本校校

長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 前期選拔出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期選拔出願先変更承認書及び前期選拔出願先変更連絡書を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期選拔出願先変更承認書及び前期選拔出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出席する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先校長に提出する。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 出願の例外措置

県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。

その手続きは、「7 県外からの出願」を準用する。

12 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とするとともに、特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

○ 「志願してほしい生徒像」

本校では、総合学科について理解し、教養系列・専門系列のいずれかにおいて学ぶ意欲が高く、積極的に努力することができ、下記の①～③のいずれかに該当する個性豊かな生徒を求めている。

① 四年制大学をはじめとする上級学校への進学をめざす者

② 農業・家庭・福祉の分野について専門性を追求し、知識や技能の習得をはかり、関連の職業や上級学校進学をめざす者

③ 部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、高い目標実現に向けて挑戦できる者

選 抜 資 料					
学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の満点
5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	本校への志望動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。	「各教科の学習の記録」は、135点満点、「特別活動等の記録」は65点満点とし、合計200点満点とする。	個人面接を実施する。 個人面接では目的意識を確認する。 面接については、段階評価する。	作文を実施する。 600字程度で自分の考えをまとめる。 作文については、点数化し、100点満点とする。	全体の満点は、550点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とするとともに、一般面接の結果を併せて資料として総合的に判定して選抜を行う。なお、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

選 抜 資 料			学力検査と調査書の成績の比重
学力検査	調査書	一般面接	
5教科とする。 学力検査の満点を250点とする。	「各教科の学習の記録」は、195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。	集団面接を実施する。 集団面接では学ぶ意欲を確認する。 面接については、段階評価する。	同等とする。

13 学力検査・各種面接及び各種検査の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 日時 令和3年3月3日(水) 午前9時～午後3時10分
 ア 点呼・諸注意 午前8時30分～(本校南校舎 大講義室の開場は、午前8時～)
 イ 学力検査 午前9時00分～

② 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- ③ 会場 福島県立安達東高等学校
- ④ 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- ⑤ その他
 ア 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
 イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。(本校に設置してある公衆電話は、カードは使用できません。)

(2) 一般面接の日時及び会場

- ① 日時 令和3年3月4日(木)
 ア 点呼・諸注意 午前8時30分～(本校南校舎 大講義室の開場は、午前8時～)
 イ 一般面接 午前9時00分～
- ② 会場 福島県立安達東高等学校
- ③ 持参物 受験票、上ばき、昼食、筆記用具(シャープペンシルも可)、消しゴム
- ④ その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。(本校に設置してある公衆電話は、カードは使用できません。)

(3) 特色面接・特色検査の日時及び会場

- ① 日時 令和3年3月5日(金)
 ア 点呼・諸注意 午前8時30分～(本校南校舎 大講義室の開場は、午前8時～)
 イ 特色検査 午前9時～午前10時
 ウ 特色面接 午前10時20分～
- ② 会場 福島県立安達東高等学校
- ③ 持参物 受験票、上ばき、昼食、筆記用具(シャープペンシルも可)、消しゴム
- ④ その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。(本校に設置してある公衆電話は、カードは使用できません。)

14 追検査等の実施

前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席とした者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席とした者」については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱「第4その他」の「1新型コロナウイルス感染症に係る特別な措置」の「3新型コロナウイルス感染症に係り特

別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。

追検査等を実施する選抜は特色選抜及び一般選抜とする。

(1) 手続き

インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時まで本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席とした者の追検査等受験の手続きについては、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱「第4その他」の「1新型コロナウイルス感染症に係る特別な措置」の「3新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。追検査等の受験資格を認めた者に対して、校長は追検査等受験許可証を交付する。定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

3月3日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査を受験できない。

(2) 欠席の状況及び追検査の日程

① 欠席の状況

	欠席の状況			追検査		
	学力検査	一般面接	特色検査・面接	学力検査	一般面接	特色検査・面接
	3月3日(水)	3月4日(木)	3月5日(金)	3月10日(水)		3月11日(木)
一般選抜のみ出願	欠席	欠席	—	A	B	—
	欠席	受験	—	A	○	—
	受験	欠席	—	○	B	—
特色選抜のみ出願	欠席	—	欠席	A	—	C
	欠席	—	受験	A	—	○
	受験	—	欠席	○	—	C
特色選抜と一般選抜の併願	欠席	欠席	欠席	A	B	C
	欠席	欠席	受験	A	B	○
	欠席	受験	欠席	A	○	C
	受験	欠席	欠席	○	B	C
	欠席	受験	受験	A	○	○
	受験	欠席	受験	○	B	○
受験	受験	欠席	○	○	C	

② 追検査の日程

追検査		月日	時間
A	学力検査	3月10日(水)	午前 9時 ~ 午後 2時45分
B	一般面接		午後 3時05分 ~ 午後 4時05分
C	特色検査	3月11日(木)	午前 9時 ~ 午前10時
	特色面接		午前10時15分 ~ 午前11時15分

(3) 日時

① A 学力検査のみ受験者及び学力検査と一般面接受験者

令和3年3月10日(水) 午前9時~

点呼・諸注意 午前8時30分 ~ (本校南校舎 大講義室の開場は、午前8時~)

B 一般面接のみ受験者

令和3年3月10日(水) 午後3時05分~

点呼・諸注意 午後2時35分 ~ (本校南校舎 大講義室の開場は、午後2時15分~)

② C 特色選抜受験者

令和3年3月11日(木) 午前9時~

点呼・諸注意 午前8時30分 ~ (本校南校舎 大講義室の開場は、午前8時~)

(4) 会場 福島県立安達東高等学校

(5) 学力検査の時間割

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

(6) 持参物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
(ただし、下敷き、分度器(分度器機能を有する定規も含む)は使用できない。)

(7) その他

- ① 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
(本校に設置してある公衆電話は、カードは使用できません。)

15 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日(月)正午以降、本校生徒昇降口に掲示し発表する。
- (2) 合格者に対して、合格通知書を交付する(合格者は発表当日受験票を持参の上、午後1時までに来校すること)。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

※ 以上のほかは、令和3年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱による。